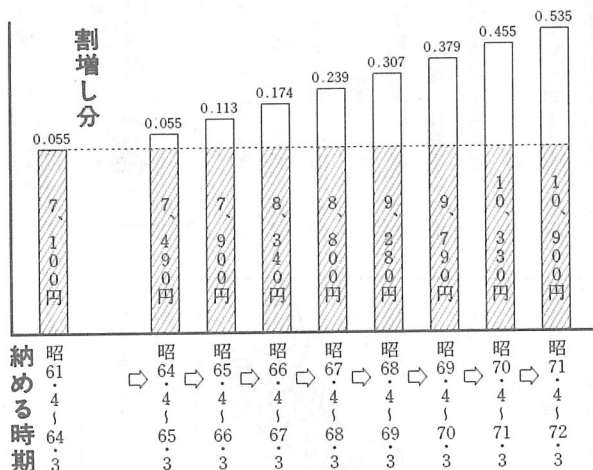


暮らしの中の国民年金

保険料の追納制度



年次別追納額 (月額)



割増し分

納める時期

昭61・4～64・3
昭64・4～65・3
昭65・4～66・3
昭66・4～67・3
昭67・4～68・3
昭68・4～69・3
昭69・4～70・3
昭70・4～71・3
昭71・4～72・3

国民年金保険料の免除を受けた期間は、そのままにしておけば、将来老齢基礎年金を計算する際、保険料を納めた

期間のきとして年金額が計算されることは、承知しておかなければなりません。そこで、過去に免除を受けた期間のきとして年金額が計算されることは、承知しておかなければなりません。

免除保険料を遡って納める場合は

国民年金制度には、保険料の追納制度が設けられています。この制度は、国民年金保険料の納付を免除された人が、後に保険料を納付できるようになったとき、より有利な年金給付を受けることができるようにするための優遇措置で、保険料免除期間の全部（10年前まで）又は一部を後から納めることができる制度です。

追納する保険料の額は、追納するまでに経過した年数に応じた額のように納付額が決められております。但し、免除を受けた月が昭和61年3月以前であるときや昭和61年4月以降であっても免除を受けた年度の翌々年度以内に追納する時は、加算額はつかず、その時の保険料で納付することができます。

3年目から5.5%の利子

例えば、昭和61年度の保険料のうち免除してもらった分を追納する場合、昭和64年3月まででしたら、ひと月千円で納付できるということになります。

もうひとつの事を考え、少しでも納付期間をつくっておくことが大切です。

過去10年間の保険料

期 間	保険料(月額)
53年4月～54年3月	2,730円
54年4月～55年3月	3,300円
55年4月～56年3月	3,770円
56年4月～57年3月	4,500円
57年4月～58年3月	5,220円
58年4月～59年3月	5,830円
59年4月～60年3月	6,220円
60年4月～61年3月	6,740円
61年4月～62年3月	7,100円
62年4月～63年3月	7,400円

保険料の納め忘れはありませんか

今月は、63年4月から6月分の保険料が未納の方に催告書を送ります。この期間の保険料をまだ納めてない方は、納期限までに必ず納めてください。

年金制度は、働く世代として、すべての加入期間保険料を納めることが義務づけられております。納め忘れがないか、もう一度お確かめください。